

16 世紀戦乱下の北野社宮仕の生活と交流  
 ——能哲の「日記」から——

The Life and Social Exchanges of *Miyaji* within the Kitano  
 Tenmangu Shrine during the Wars of the 16th century:  
 From the *Eiroku Year Four Chronicle*

三枝 暁子\*

**Abstract**

Kitano Tenmangu, located in the northwest portion of Kyoto, is a Shinto shrine dedicated to Sugawara no Michizane, “the god of learning.” Today, many people visit the shrine to pay their respects. Built in the tenth century, the shrine soon became the foundation of the faith of the people as they hoped for good luck and fortune. In the eleventh century, it entered into a “parent temple-child shrine” (*honmatsu*) relationship with Hieizan Enryakuji temple on Mt. Hiei. Kitano Tenmangu reached its peak in the fourteenth century, when it expanded its precincts and became the main site for veneration of the Shoguns (Generalissimos) of the Muromachi Shogunate government. However, the Onin War (1467–1477) brought division and decline to the Bakufu government (Shogunate) during the late fifteenth and early sixteenth centuries. The Kitano Matsuri (festival involving the shrine) declined, the shrine buildings were torched during peasant uprisings (*tsuchi-ikki*), and the great residential manors declined with the seizure of samurai properties. In

\* 東京大学大学院人文社会系研究科准教授

short, the shrine was caught up in severe political and economic turmoil. This paper asks how, in those troubled times, the operations of the Kitano shrine were maintained, and how people affiliated with the shrine live their daily lives. This paper relies on historical materials found in the *Eiroku Year Four Chronicle* (Western year 1561), written by *miyajaji* (shrine officials), who were the lowest officials supporting the operations of the Kitano shrine. Partial answers to the above questions are found in the chronicle, and this paper provides a means of elucidating Kyoto's unique quality as a site of regeneration and exchange.

## はじめに

京都市西北部にある北野天満宮は、学問の神様である菅原道真をまつる神社として知られ、現在でも多くの参詣客を集める神社である。その創建は10世紀に遡り、右京に住む多治比文子たじひのあやこや近江国比良宮の禰宜の子息太郎丸らに下った託宣を契機として、招福を期待する民衆の信仰を基礎として成立した<sup>1)</sup>。その後11世紀には、菅原氏出身の延暦寺僧是算が別当職に補任されたのを契機に、神仏習合のもとで延暦寺との関係が強まり、代々の北野社別当職は延暦寺の門跡がつとめるようになる。さらに14世紀になって京都に室町幕府が成立すると、代々の室町將軍の崇敬を集めるようになり、隆盛を極めた<sup>2)</sup>。具体的には、社僧が將軍(室町殿)専属の御師職おししきとなって所領を寄進されたり、將軍(室町殿)の参籠さんろうを受け入れたり、室町幕府による北野祭の再興が行われたりした。しかし応仁の乱によって幕府が分裂し衰退へと向かう15世紀末から16世紀になると、北野祭の退転や、土一揆つちいっきの閉籠へいろうによる社殿の焼亡、武家の押領による莊園所領の衰退など、北野社をとりまく政治的・経済的状况も厳しいものとなっていく。

そのような困難な時代にあって、北野社の経営はどのように維持され、ま

たそこに所属する人々はどのように生きたのか。ここでは、北野社の「宮仕」によって書かれた「日記」をもとに、その一端について明らかにしたい。中世北野社は、「祠官」(社僧)と「宮仕」の2つの集団を主な構成員としており、このうち「宮仕」は、「祠官」の指示のもとで働く下級構成員で、ときに「承仕」、「公人」ともよばれた。具体的には「小預」によって統率され、神殿や神輿の管理、神供の「調飯」などを行うとともに、拜殿の「当番」をして賽銭を管理・取得する「職」であった。宮仕の中にはまた、沙汰承仕職・政所承仕職・公文承仕職に選ばれる者もあり、彼らは北野社の政所および公文所の指示のもとで固有の役割を担い活動した<sup>3)</sup>。

このように、神社組織内においては下級神職であった宮仕は、一方で、中世都市京都の社会構造上、家を所有し、血縁や地縁に支えられながら定住し生活する、都市民衆としての性格も持っていた。そこで、ここでは宮仕の都市民衆としての性格も念頭におきながら、その日記を読み解くことにより、未だ戦乱の打ち続く16世紀半ばの京都に生きた民衆の生活がいかなるものであったのか、またそこにどのような人々のつながりがあったのか、検討してみることにしたい。

## 宮仕の「日記」の性格

まず、本稿で扱う、宮仕の「日記」について紹介することからはじめたい。ここでいう宮仕の「日記」とは、具体的には、北野天満宮史料刊行会編『北野天満宮史料 古記録』に「永禄四年古記録甲」・「永禄四年古記録乙」として収載されている記録をさしている。ただし、いずれも後世に書写された写本であり、原本の作成者について文中に明記されているわけではない点に注意する必要がある。

実はこの「永禄四年古記録」(以下、「古記録」と記す)の原本は、現在、京都橘大学に所蔵されている。すでに細川涼一氏が紹介されているように<sup>4)</sup>、

「古記録」原本は、もともとは近世末期まで代々北野社の宮仕職を務めていた円観坊十川家に伝来した文書群の中に含まれていた。そして、これらの文書群が古書肆を通じて京都橋大学（当時は京都橋女子大学）に所蔵されるに及び、「古記録」原本もまた同大学の所蔵となったのである。

「京都橋大学所蔵 北野社宮仕沙汰承仕家資料目録」<sup>5)</sup>、および東京大学史料編纂所所蔵の原本写真画像により<sup>6)</sup>、原本の状況を確認してみると、「古記録甲」・「古記録乙」に対応して原本もまた2分冊になっていること、「古記録甲」の原本には「能哲日記〈天〉」と書かれた表紙が、また「古記録乙」の原本には「能哲日記〈地〉」と書かれた表紙が付されていることがわかる（〈 〉は割書を示す、以下同じ）。いずれの表紙も後世に付されたものとみられ、表紙をめくると、さらに「能哲」本人が書いたものと思われる、「永禄四年三月日記／能哲（花押）」（「能哲日記〈天〉」）・「日記／八月五日迄之日記之次也／（花押）」（「能哲日記〈地〉」）と記された表紙が現れる。したがって、「古記録」原本は、「能哲」という人物によって永禄4年（1561）3月から12月に書かれたものであること、8月5日条より前と後とで「天」・「地」に分かれていたこと、能哲本人は、当該記録を「日記」として認識していたことが明らかとなる。能哲は、同時期に書かれた『目代日記』・『北野社家日記』をはじめとする北野社関係史料により、北野社の宮仕であったことが明らかで、また「日記」の内容から、永禄4年に沙汰承仕職に補任されていることがわかる。

したがって「古記録甲」・「古記録乙」は、永禄4年に北野社宮仕能哲によって書かれた「日記」の写本ということになる。本来であるならば、京都橋大学の所蔵する「日記」原本に拠って叙述を進めるべきであろうが、原本が未翻刻であるという現状をふまえ、本稿においては、すでに活字化されている「古記録」に拠って叙述をすすめ、必要に応じて原本写真画像を参照することにしたい<sup>7)</sup>。

## 「日記」成立の背景

永禄4年に宮仕能哲が「日記」を書き遺したことには、どのような意味があるのであろうか。近世の北野社宮仕が膨大な量の記録を集積したことは、『北野天満宮史料 宮仕記録』の存在から明らかであるものの、中世北野社の宮仕あるいは沙汰承仕の書き遺した記録や文書はそれほど多くない。このことは、中世北野社の「祠官」による記録や文書の集積がすでに鎌倉期からみられることとも対照的であり、その背景には中世における祠官と宮仕の階層差があるものと考えられる。こうした階層差、および宮仕による記録の集積が近世以降に本格化することを念頭におくならば、宮仕能哲の「日記」は、北野社の下級構成員がしるした記録の早い事例であるといえよう。

先述したように、宮仕能哲の「日記」は、近世末期まで北野社宮仕を勤めていた十川家に伝来していた文書群、すなわち京都橘大学所蔵「北野社宮仕沙汰承仕家資料」の中に含まれる史料である。すでに細川涼一氏によって、同資料の最古のものが、正応2年(1289)の専当職補任状であることなどから、十川氏の「家」の基礎は鎌倉時代末期に形成されていたこと、同資料において、宮仕職の補任状については文安元年(1444)、また沙汰承仕職の補任状については天文22年(1553)の能哲の父能信の補任状を初見とすること、さらに記録についても、能哲からみて四代前にあたる能勝によって文安元年(1444)以降に書かれた『能勝古記御神事日記』が存在することなどが指摘されている<sup>8)</sup>。したがって、北野社宮仕の「家」が形成され始める鎌倉末期に、権利文書の集積も始まること、また応仁の乱以前から、特に沙汰承仕職をつとめる宮仕の家においてはその職務と関連して「日記」をはじめとする記録の執筆とその集積も始まっていたことがわかる。沙汰承仕職と同様に、宮仕のもつ職の一つである「政所承仕職」の代官であった「目代」の日記が、同じく15世紀末から残存していることをもふまえると<sup>9)</sup>、北野社において宮仕の身分にある者が独自の記録を遺しはじめるのは、15世紀後半以降

のことであったと考えられる。

それでは、こうした記録の執筆と集積は、宮仕の家にとって、どのような意義をもったのだろうか。このことを、能哲の書いた「日記」すなわち「古記録」それ自体から確認してみると、まず、能哲が「沙汰承仕職」に補任された際の補任料をめぐり、北野社別当曼殊院門跡とやりとりをしている例が注目される<sup>10)</sup>。このとき能哲は、任料を300疋であると主張する補任者の門跡に対し、「三代之記録」の内容を根拠として100疋であると主張している。ここでいう「三代」とは、具体的には「能椿・能祐・能信三代」<sup>11)</sup>、すなわち能哲の曾祖父・祖父・父の三代をさしている。京都橘大学所蔵「北野社宮仕沙汰承仕家資料目録」の中に「三代之記録」に相当するものがみられないことなどから、「三代之記録」が現存している可能性は低い。しかし少なくとも能哲の時代には、沙汰承仕職の継承とともに「記録」もまた能哲のもとに継承されており、沙汰承仕職となるうえで自らの主張を行うための根拠を提示する重要な役割を果たしていたのである。

こうした対立を受け、門跡からは、能哲の所持する「記録」と「目代方之記録」とを照合するよう指示があり、能哲は「三代之記録」の該当部分を書写して目代および門跡に示している<sup>12)</sup>。しかしその後門跡から、北野社の各職の任料を一覧にした門跡「御自筆」の「御記録」が能哲に示され、沙汰承仕職の任料は3貫文(300疋)であるので3貫文を納めるよう指示がなされることとなった。このとき能哲は、「目代方之記録」も確認しているが、そこには本来任料は3貫文であるところ、「御侘事」(嘆願)により100疋となったことが記されていたという<sup>13)</sup>。やりとりの末、結局能哲が補任料800文(80疋)を納めることで決着した。しかし門跡は、沙汰承仕職の補任料が本来は3貫文であること、今回は能哲の嘆願により減額となったこと、今後の任料について3貫文とするか減額するかはあくまで門跡の意向次第であることを誓わせる一筆を能哲にしたためさせることも忘れず、以後の先例にならないよう留意している<sup>14)</sup>。

ここで注目されるのは、能哲が、門跡から示された「御自筆」の「御記録」を自らの日記に書写していることである。すなわち「古記録」7月9日条に、「補任料事、御門跡さまより御筆にて被<sub>レ</sub>遊候、写置候、是ハ上之御記録也」として、執行職・御殿職しぎょう こてんなど祠官身分の職から宮仕職やしま・八嶋職・主典職・沙汰承仕職・小預職など宮仕身分の補任料のリストがそのまま写されているのである。リスト末尾に、「永正三年記之、政所光世」とあることから、このとき門跡の示した自筆の「御記録」は、永正3年（1506）に当時北野社政所職にあった光世が書いたものを、改めて門跡が筆写したものであったことがわかる。すなわち門跡もまた、北野社別当職の継承とともに、代々の別当職とその膝下の政所職が書いた記録を継承していたと考えられる<sup>15)</sup>。したがって、能哲ら宮仕・沙汰承仕職にある者が「日記」を書きのこすひとつの前提として、こうした「上之記録」の存在があり、「上之記録」に対抗して自らの権利主張を行うための記録を独自に集積しておく必要があったものと考えられる。そして「上之記録」を見る機会があればその情報を書写し、記録にとどめておくこともまた忘れなかった。

「古記録」にはまた、沙汰承仕職となった能哲が、柏野畠地子銭を徴収する代官・岡田宗忠に対し、以前から地子銭800文が未進であることを主張する際にも、「日記〈二〉仕候て可<sub>レ</sub>有候」と「日記」に記載されていることを根拠としている事例もみられる<sup>16)</sup>。沙汰承仕職にとって「日記」とは、門跡など上位権力とわたりあうためばかりでなく、その職務の遂行において不可欠な道具であったことがここからうかがうことができる。

沙汰承仕職の具体的な職務については、すでに細川氏が明らかにされているように<sup>17)</sup>、①北野社領からの年貢・公事じにんや神人からの神供の徴収・調達、②神人の統轄、③西京散所者にしのきょうさんじよのものかわらのもの・河原者への命令伝達を挙げることができる。こうした点をふまえたうえで「古記録」を改めてみると、記主能哲が、まずは宮仕職にある者として、閏3月11日～15日、5月7日～11日、6月27日～7月2日、8月23日～25日、10月15日に「当番」を勤め、「当番

銭百四十一文あり」などその日集まった賽銭の額を書きとどめていることを確認することができる<sup>18)</sup>。また、「当番」であるにもかかわらず何らかの事情があって勤められないときには、「能忠やとひて神前〈ニ〉置也」<sup>19)</sup>、「能悦をやとひて神前置申也」と<sup>20)</sup>、代理の宮仕を雇って「当番」に宛てていた。また、沙汰承仕職として、西京の薬師堂からの地子の徴収や<sup>21)</sup>、9月9日の節供および「御柏御供米」・「正月三ヶ日御供米」の収納<sup>22)</sup>、御忌日田の管理<sup>23)</sup>、山城生津江郷からの本役銭・大根代や、神供瓜の徴収・収納等を行っていることなどを読み取ることができる<sup>24)</sup>。さらに、7月7日に北野社に納められる「麦納銭」が、「沙汰承仕家之徳分」<sup>(甲)</sup>として認識されているなど<sup>25)</sup>、収納される神供や地子の一部が沙汰承仕の得点となっていたこともわかる。こうした能哲の得点のありようや職務は、先代や先々代の記した過去の記録によって支えられたのであり、また能哲自身も「古記録」をはじめとする記録を書き遺すことによって、その継承につとめたのであった。

## 宮仕をめぐる血縁関係

次に、16世紀の宮仕および沙汰承仕職をとりまく人間関係について、みていくことにしたい。「古記録」の内容からまず注目されるのは、北野社の宮仕集団が、血縁関係に支えながら生活をし、その職務を果たしていたという点である。このことを、記主能哲の父能信の葬礼関係記事から確認してみたい。実は「古記録」は、「一、三月十七日、老父能信大徳死去仕候、同十八日甲刻はふり候也」とあるように、能哲の父能信の死去した記事から始まっている<sup>26)</sup>。これに続く記事には、能信の火葬に、能哲の兄弟や死能信の兄弟をはじめとする20名をこえる人々が立ち会ったこと、具体的には、北野社宮仕の能悦・能堅・能堯・能弁・能慶・能福・随泉・能重や、目代の慶世をはじめとする人々、さらには「能堅、同内方、能堯内方」とあるように宮仕の妻も立ち会ったことが記されている。

前稿で指摘したように、北野社の宮仕は「随」・「能」・「成」を通字とする法名を名乗っており、文安3年(1446)段階で53名にのぼる宮仕のいたことが知られる<sup>27)</sup>。したがって、能信の火葬の場に参会している宮仕は北野社の宮仕の一部であったと考えられ、具体的には能哲・能信の「兄弟」をはじめとする親族のほか、能哲・能信とその職務を通じて親しかった者たちであったと考えられる。

翌19日にも、能哲は「兄弟」とともに「灰寄」すなわち能信の遺骨拾いに出かけ、さらに遺骨を上善寺に葬っている。上善寺は、北野社近隣の千本今出川に所在する浄土宗寺院で<sup>28)</sup>、能信の墓はこの上善寺境内に建てられた<sup>29)</sup>。一方、能信の葬儀に際し、上善寺の上人らに加え西方寺へも能哲から礼銭が納められ、さらに四九日の行事に際しても上善寺に加え西方寺から僧が参加している<sup>30)</sup>。西方寺は、北野社本殿の東の、北野社「境内」に位置する尼寺である<sup>31)</sup>。したがって、能信の死去に関する「古記録」の記事から、北野社宮仕の葬儀や供養が、上善寺や西方寺といった、北野社近隣の寺院によって担われていた事実を確認することができる。

このほか、葬儀の日とその翌日には、「北山地下衆」や「松原衆」・「当地下衆」すなわち北野社別当竹内門跡の所在する「北山」や、「松原」(「北野松原」をさすか)あるいは「北野」の地に住む「地下衆」<sup>じげ</sup>が、念仏を唱えるため能哲のもとを訪れている<sup>32)</sup>。時代は下るが、寛永14年(1637)成立の『洛中絵図』には(図1)、北野社本殿の北・東・南に宮仕の居住空間(宿坊)の立ち並ぶ様子が描かれている。すでに「古記録」の書かれた16世紀においても同様の場所に宮仕が居住していたとみてよいのであれば、能信の死にあたり念仏を唱えている「松原衆」や「当地下衆」は、いずれも能哲や能信と日常的に接する、地縁でつながる人々であったと考えられる。

以上の「古記録」における能信の葬儀に関する記事から、北野社宮仕が、父子や兄弟といった血縁関係を基盤として、ときに地縁関係にも支えられながら生活をしていたこと、その死にあたっては、北野社近隣の寺院が葬儀や

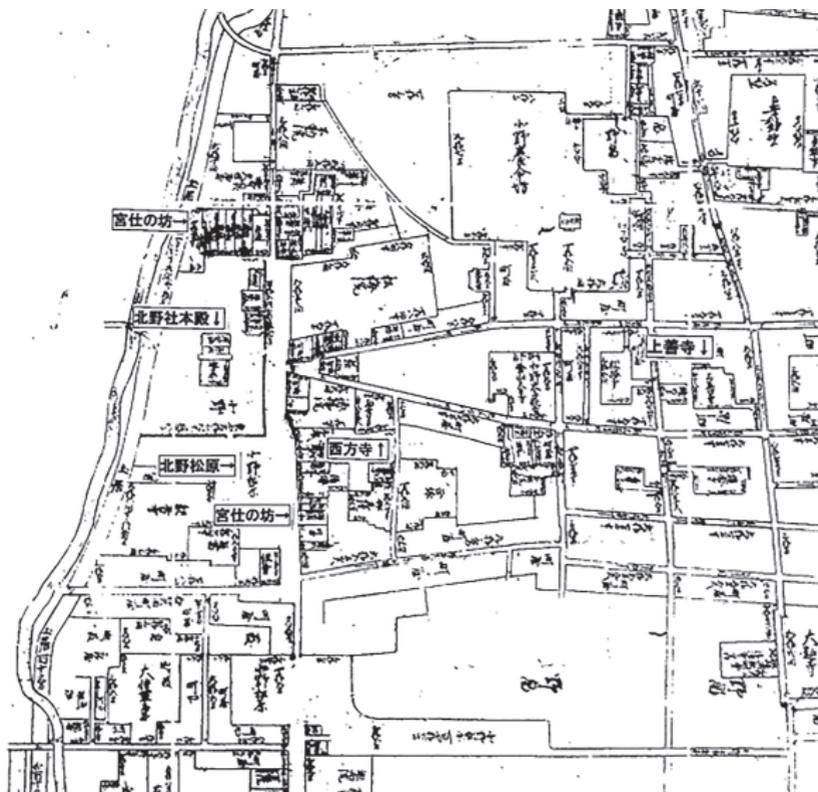


図1 宮内庁書陵部編：寛永十四年（1637）『洛中絵図』（宮内庁書陵部蔵）より

供養を担っていたことがわかる。このうち、血縁を媒介とした宮仕同士のつながりについては、「古記録」の後半に記されている、記主能哲の弟の能乗の病死に関する記事からさらに読み取ることができるので、次にこの事例についてみてみることにしたい。

「古記録」8月8日条に「能乗葉之事〈二〉坐隠〈へも〉まいり候」、20日条に「能乗座隠へ馬にてまいり候、脈体不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然候由也」とあるように、このころから能哲の弟の能乗は体調を崩し始めていた。そして8月22日には、

能哲が、善智とよばれる人物を通じて医師とおぼしき露庵に能乗の診脈を依頼している。さらに24日には、露庵から処方された「芍薬」を服用のうえ、能乗が実際に露庵のもとを訪れている<sup>33)</sup>。その後も能乗の病状は快復せず、9月9日の節供の徴収には能乗に代わって能哲が赴いている。また同日の朝、能乗の家に「我等一ヶ家中」が集まり、「節供〈二〉付而ノ礼儀」として朝飯を共にしたという<sup>34)</sup>。10月になっても、「能乗同道して道三〈へ〉参候、宗琢たのミ候て申次候、則一葉給候」とあるように、能乗は「道三」のもとを訪れ、薬を処方されている<sup>35)</sup>。

しかしその後も能乗の病状は快方へとは向かわず、10月27日条には「能乗岩屋へ参籠申候」とみえ、「岩屋」に参籠する事態となっている。能哲は、参籠する能乗のため、相国寺から薬を取り寄せて岩屋に届けさせたり<sup>36)</sup>、能乗のかわりに「当番」を勤めたり<sup>37)</sup>、自ら見舞いのため岩屋を訪れたりしている<sup>38)</sup>。それでも快復しないため、16日には、能乗を迎えに能重・能忠・能慶・能智らが岩屋へ赴いている。そして11月17日条には、「能乗歎楽及大事候、死後之儀、親類衆談合申候」とみえ、いよいよ能乗が危篤状態となってしまったこと、能哲が死後に備え「親類衆」を集め相談していることがわかる。続く記事には、能乗の得金の処理や借金の処理について相談した様子が記される一方、「兄弟衆少々〈へ〉形見送候体、以誠哀也、閑涙袖〈二〉あまる也」との文章もつづられ、能哲が悲嘆にくれている様子もうかがえる。その翌日条には、「能乗死去仕候、言語道断不便至也」とあり、能乗が死去し、言葉に言い表せないほど不憫に思う能哲の気持ちがせつせつとつづられている。そしてこの日のうちに、上善寺へ申し合わせがなされていることなどから、能乗もまた上善寺に葬られたものと考えられる。

このような能乗の病死に関する記事をみても、宮仕の生死に「兄弟」や「親類衆」が深くかかわる様子をうかがうことができる。能乗の危篤という事態に際し、「談合」している「親類衆」や、形見分けをする「兄弟」が具体的にどのような人々をさすのか、必ずしも明確でないが、危篤状態にある

能乗を岩屋まで迎えに出向いた、能重・能忠・能慶・能智が、「親類衆」もしくは「兄弟」であった可能性は高い。

このうち能重については、先にみた能哲の父能信の火葬の参列者としてその名がみえるほか、「古記録」4月24日条に「能重子誕生にて祝儀在<sub>レ</sub>之、一家中参候也」とみえ、能重に子が生まれた際に、記主能哲含む「一家中」で子の誕生を祝っていることがわかる。これらの事実と、竹内秀雄『天満宮』所載の「北野宮仕沙汰承仕家系、同別家系図」に<sup>39)</sup>、能重が能哲の弟として見えていることをふまえるならば、能重は能哲および能乗の「兄弟」であったと考えられる。一方能慶については、能信の火葬の参列者としてその名が見えるほかは特に能哲との関係をうかがわせる史料を見出せないものの、少なくとも「親類衆」であったと考えられる。

さらに能忠については、能哲が「当番」に当たった際の代理として雇用されたり、能哲の檀那のもとへ使者として派遣されていたりするなど<sup>40)</sup>、「古記録」にたびたび登場している。『北野天満宮史料 目代日記』永禄3年12月19日条に、「公文承仕能忠むしけ<sup>(出欠)</sup>にて候間、おと<sup>(弟)</sup>へ能乗松梅院へ召在所へ被<sub>レ</sub>申候」とみえ、ここから能忠が当該期に公文承仕職であったこと、また能乗の兄であったこと、したがって能哲の兄弟でもあったことが明らかとなる。さらに「古記録」には、7月13日条に「能忠<sup>(殿)</sup>〈へ〉我等一家中よひて祝儀あり」、10月30日条に「能忠<sup>(殿)</sup>〈二〉一家中朝召アリ」とみえ、能忠は、記主能哲の「一家中」の構成員であったこともわかる。先の能重の例をもふまえるならば、「一家中」とは、宮仕の「兄弟」の結合を示す概念であり、所帯を別にしながらも、沙汰承仕職を継承する宮仕を中心に形成される、血縁によって結ばれた集団をさすものと捉えることができよう。

のこる能智については、8月に將軍足利義輝が「北野」に竹を賦課した際、能哲とともに松梅院を訪れているほか、能重とともに目代のもとへ赴いており<sup>41)</sup>、能哲・能重兄弟と密接な関係にあった様子がうかがえる。『北野天満宮史料 目代日記』永禄5年12月25日条には、「御前番衆能忠と申者、能

知と申者を下神にて刀候処<sup>(切)</sup>〈ニ〉、西日のミ子前迄にけ候、又おんかけきりころし候也、則能忠御前へとひこみ、ふへ二所かき刀、相方あひ果候<sup>(つ)</sup>」との記事がみえ、能哲の兄弟の能忠が、「能知」を殺害し、その後自ら命を絶ってしまったことが記されている。ここにみえる「能知」とは、あるいは「能智」のことを指すのではなかろうか<sup>42)</sup>。

以上みてきたように、「古記録」記主能哲の父の葬儀や兄弟の病死の記事の内容から、北野社の宮仕の「家」が、「兄弟」や「親類衆」とのつながりによって支えられていたことが明らかとなる。「古記録」に散見される「一家中」が、父能信から沙汰承仕職を継承する位置にあった記主能哲の「家」と、能哲の「家」とは所帯を異にする能哲の兄弟たちの「家」とを一体化させた概念であると読み取れること、兄弟の家で子が誕生すると「一家中」で祝いをしたり、「一家中」で「朝召（朝飯）」をいただいたりしていることなどをふまえると、「一家中」を構成する兄弟間の結びつきは非常に強かったものと考えられる。

その一方、「古記録」4月6日条に「嵯峨より妹者来也、親類衆よひ候て一ツ申候也」とあるように、能哲には妹もおり、妹は嵯峨に住んでいた。4月15日条には、能哲の母が嵯峨を訪れたことが記され、さらに4月27日条に、「さかへむかひ遣候、<sup>(嵯峨)</sup>(中略)母にて候物さかより帰宅候、色〜ミやけこれあり、親類衆不<sub>レ</sub>残入候にて一ツまいる也」とみえる。おそらく能哲と母は同居しており、母が嵯峨にいる娘のもとへ出かけ、帰宅すると土産が「親類衆」にふるまわれたのであろう。また、能信の百箇日の追善仏事に際しては、「さか」から仏事費用が届いており<sup>43)</sup>、さらに能哲が沙汰承仕職に補任された際には、能忠の家で「一家中」による「祝儀」があったほか、「さかより祝儀有」とあることから、妹も能哲のもとに祝儀を送っている様子がかげえる<sup>44)</sup>。「古記録」に現れる母や妹に関する記事は「兄弟」に関するものほど多くはないものの、女性もまた「親類中」・「一家中」を支える存在であったことは留意しておきたい。

## 信仰と文化をめぐる人間関係

北野社宮仕は、社内や近隣の人々ばかりでなく、社外の様々な人々とも関係を結び、交流を深めていた。そこで次に、「古記録」からうかがわれる、宮仕と社外の人々との交流についてみていくことにしたい。

まず注目されるのは、能哲が当時将軍であった足利義輝の側室「小侍從殿」と「師檀」の関係を結んでいたことである。すなわち「古記録」には、天神の忌日にあたる毎月25日に小侍從殿の北野社参詣のあったことや、小侍從殿から「御灯物十疋」の奉納があったことなどが記されており<sup>45)</sup>、能哲が「檀那」である小侍從殿の天神信仰を支える存在であったことがわかる。さらに、「小侍從殿母」もまた、社参したり灯明料や「御初尾」を納めたりしていることから<sup>46)</sup>、能哲の檀那であったことがわかる。そして、「慶寿院殿〈へ〉御卷数持参申候也、御初尾十疋被<sub>レ</sub>参也、小侍從とのへもまいらする也、御両所ひる御社参也、御灯二まいる也、其外諸檀那へも以<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>忠<sub>レ</sub>卷数まいらする也」とあるように<sup>47)</sup>、足利義輝生母の「慶寿院殿」もまた能哲の檀那であった<sup>48)</sup>。すなわち能哲は、北野社宮仕として足利義輝の母や側室ら将軍家の女性を檀那に持ち、彼女たちのため経文の読誦を行うかわりに、灯明料や初穂料を得ていたのである。このほか、いわゆる三好三人衆の一人として知られる岩成友通もまた、能哲の檀那であった<sup>49)</sup>。

能哲はまた、連歌を通じ、様々な人々と交流を深めていた。室町期に、天神を連歌道の守護神とする天神信仰が広まり、北野社で連歌がたびたび興行されたことはつとに知られ、足利義教政権期のころから北野社内に連歌会所が設けられ、月次連歌などの定例の連歌興行がみられたこと、足利義教や三好長慶による、千句・万句の連歌興行の例もみられたことなどがすでに指摘されている<sup>50)</sup>。このような北野社にあって、「古記録」を書きのこした能哲もまた連歌をたしなんでいたことは、「古記録」7月21日条に、「本法寺月次〈二〉罷出候」とみえること、宗養・一定の句と並べて「水とをミ巢をはな

れくる鴛鳴て 能哲」と、自ら詠んだ句をつづっていることから明らかである。

「古記録」には、このとき同席していた宗養をはじめ、紹巴など当時名を馳せていた連歌師の名がたびたび見えている。たとえば4月22日条・7月22日条には、能哲が宗養の月次に出座したことがみえているほか、6月24日条には、「半松斎」（宗養の別号）のもとで「東国衆」が興行した連歌会に、出座したこともみえている。このほか、能哲が出座したことは明記されていないものの、8月5日条には「<sup>(周助)</sup>すわう山口衆」が大徳寺養徳院で連歌会を興行した事実とともに宗養の詠んだ句が記され、5月18日条には、紹巴のもとで因幡国の「可生」という者が連歌会を興行した事実とともに、近衛前嗣の発句や紹巴の脇句、宗養の第三句が書き留められている。

これらの事実をふまえると、能哲は、連歌を通じて宗養や紹巴をはじめとする当代一流の連歌師と交流を深めるばかりでなく、東国や西国の人々とも交流を結んでいたものと考えられる。「古記録」9月1日条には、「宗<sup>(美)</sup>琅・紹巴〈へ〉音信申候、三好修理大夫殿より千句之内、第七懐紙清書之儀被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候」とみえ、翌日清書している。能哲が宗養・紹巴との交流を通じ、三好長慶ともかかわる位置にあった様子がうかがえる。実際に、宗養や紹巴が、当時京都を支配していた三好長慶とも交渉を密にしていた連歌師であることが指摘されており<sup>51)</sup>、永禄7年に北野社で「三好長慶歆楽祈禱千句」が興行された際には、紹巴を介してその会料が会所の修理費用に宛てられたことも指摘されている<sup>52)</sup>。さらに弘治2年（1556）の『北野社家日記』には、三好長慶から、退転している灯明料を寄進するため万句連歌を興行する旨被官の今村慶満を通じ松梅院に申し入れのあったこと、その取り次ぎ役となったのが宗養であること、さらに松梅院がその宗養のもとへ使者として派遣したのは能哲であったことなどが記されている<sup>53)</sup>。そして8月25日に、万句連歌が興行され、近衛前嗣が発句を、松梅院禅興が脇句を、宗養が第三句を詠んでいる。能哲が、松梅院の興行する裏白連歌にも宗養らとともに出座して

いることをふまえるならば<sup>54)</sup>、北野社宮仕が連歌を嗜む前提に、天神信仰に裏打ちされた連歌興行の場としての北野社の性格や、当代一流の連歌師と北野社祠官との交流のあることは確かである。しかしその一方、宮仕もまた主体的に連歌師と交流を深め、社外の連歌興行の場に積極的に赴いていたことにも留意しておきたい。

## 戦乱下の生活

ところで「古記録」の書かれた永禄4年(1561)は、政局の変わり目となる戦乱が京都で起こった年でもあった。当時將軍は足利義輝であったが、京都を実質的に支配していたのは三好長慶であり、長慶は、天文18年(1549)に足利義輝(当時は「義藤」)や細川晴元を京外へと攻め立てて入京を果たして以降、地子を徴収したり、禁裏修理費用を徴収したりするなど、京都支配を推し進めていた<sup>55)</sup>。ただし、その京都支配は義輝・晴元らによる攻撃や、義輝との和睦とその破綻のもとで展開しており、必ずしも安定していたわけではない。「古記録」が記される少し前の永禄元年(1558)には、六角義賢の仲介によって再び長慶と義輝とが和睦し、義輝の入京が果たされることとなった。しかし、「古記録」の書かれた永禄4年7月、今度は六角義賢が三好長慶にそむき、畠山高政らと挙兵する事態となり、翌年に和睦するまで戦乱が続くのである。

このような政治状況は、北野社および北野社宮仕にどのような影響を及ぼしたのであろうか。これを、「古記録」の内容から確認してみると、まず注目されることとして、3月30日条に「筑前殿へ御成在<sub>レ</sub>之、仏詣之次て見物申候也」とあるように、この日將軍足利義輝が三好長慶の嫡男義長の邸へ「御成」し、その様子を記主能哲が見物していることがわかる。またその数日後には、「筑前殿〈二〉奉公衆御出にて御成在<sub>レ</sub>之、一見申候也」とあり、能哲が三好義長邸の能を観たことも明らかとなる<sup>56)</sup>。將軍や三好氏の動向

に、能哲が留意していた様子がうかがえる。

さらに能哲は、武家の戦闘行為にも注意をはらっていた。先述した六角氏による三好氏への攻撃は、能哲が沙汰承仕職となつて間もない7月末に起こるが、そのときの様子について、能哲は「古記録」に「一、廿八日、近江国より東山迄打出候、田中・た<sup>(糺)</sup>・す両里焼なり、山取人数一万計也」と記している。そして翌29日条には、「近江衆うち出見物申候、東山より千ハかりうちおろして、勢州かまへ候をいつけ、見物衆十五六人うちきりて引候、三好方一人も不<sub>レ</sub>出合<sub>レ</sub>候」、さらに30日条には「双方よりうちいたされ候、令<sub>レ</sub>見物<sub>レ</sub>候、生取一人アリ、たすけられ候」とあり、能哲が六角軍による攻撃の様子を「見物」していることがわかる。29日条から、「見物衆」も戦闘に巻き込まれて命を落としかねない様子がうかがえることから、こうした「見物」は単に興味本位でなされる行為ではなかったものと考えられる。

実は六角軍が京都へ攻め込む直前の7月24日の「古記録」には、「世上物走〈二〉つきて預<sub>レ</sub>ケ物きんせいのよし奉行より被<sub>レ</sub>相触<sub>レ</sub>候也」とみえ、すでに24日の段階で戦乱が予想されるような不穏な空気が京都を取り巻いていたことがわかる。そして、当時頻繁にみられた「預ケ物」行為（戦乱から財物等を一時的に避難させる行為）が禁止されていた様子もうかがえる。

しかしこのあとに続く「古記録」には、能哲をはじめとする北野社関係者により、「預ケ物」がくりかえし成されている様子が記されている。すなわち禁制の出されたわずか2日後の7月26日条には、「嵯峨天龍寺〈へ〉六箱あつける、能忠物〈と〉号して也、唐戸二・皮籠一・菓子箱二・升一以上六種也」とあり、さらにその翌日条には、「妙蔵院よりあつけ物有候、小箱二・からと一、合三請取申候」とみえる。そして29日条には、先述した六角軍による三好軍の攻撃を能哲が見物した記事に続いて、「さ<sup>(糺)</sup>かへあつけ物十一色遣候、能悦・能重・能乗よりも遣候、たくミとのへ也、社頭へもまいらせ候」とある。したがって、能哲は禁制が出ているにもかかわらず、六角軍が京都へ攻め込む直前に、まずは「六種」の家財を嵯峨の天龍寺に預け、実際

に戦乱が始まるとさらに「十一色」の家財を嵯峨の「たくミとの」へ預けたのである。また、北野社祠官の妙藏院からも「預ケ物」を託されていること、能哲の兄弟の「預ケ物」も嵯峨に運ばれていることなどもわかる。このうち、嵯峨の「たくミとの」がどのような人物であるのか不明であるが、のち9月12日条に、「嵯峨〈へ〉当年之礼〈二〉参候、持参十疋、以<sub>二</sub>其次<sub>一</sub>興源寺〈二〉預〈ケ〉置候物、から戸二、戸<sup>(解カ)</sup>舛一<sup>(包)</sup>つ、ミたくミ方まで申付候」とみえることから、嵯峨にある興源寺という寺院の関係者であると考えられる。どのような縁によるものか、「古記録」から明らかにすることはできないが、北野社宮仕が重要な家財を預ける場所として、天龍寺や興源寺など、嵯峨にある寺院が選定されていることがわかる<sup>57)</sup>。

このように、禁制が出ているにもかかわらず能哲が「預ケ物」を行っているのは、能哲の居住する北野社近辺もいつ戦場と化して家の財物が焼失したり奪われたりするかわからなかったからであると考えられる。そうであるならば、六角軍と三好軍の戦鬪を「見物」する理由も、情勢次第で「預ケ物」を行うタイミングやその量が変わるからではないかと推測される。実際に、「古記録」8月6日条には、「辻かまへ仕候」とみえ、さらに8月8日条にも、「西方寺之きハ千本口のかまへ仕候、罷出候」とみえ、北野社「境内」の各所に防御施設である「構」が設けられるなど緊迫する状況にあったことがうかがえる<sup>58)</sup>。

その後も、「古記録」8月条・10月条に戦鬪の見物記事がみられることから<sup>59)</sup>、六角軍と三好軍の戦鬪は続いていたもようである。そして8月24日条には、「明日廿五日社参人の道乱入〈二〉付而無<sub>レ</sub>之候ヲ、長田殿〈二〉申て下男四五人やとひてあけさせ申候、橋板御坊にてかり申候、貞福院・速左方〈へ〉申候てまいらせ候」とあり、とりわけ参詣者の多い25日を前に、参詣道が「乱入」すなわち六角軍の攻撃の影響により「構」が設置されるなどして機能していない状況であることから、急遽整備しなおしている様子もうかがわれる。11月には、「世上物走<sup>(騒)</sup>〈二〉付〈而〉」神前番を勤める宮仕を増

やすよう松梅院から指示が下される事態ともなっており<sup>60)</sup>、不穏な情勢はなおも続いていた。

ここで注目したいのは、能哲が戦乱から守るために預けた家財の中に、「日記」・「記録」が含まれていたことである。すなわち「古記録」9月5日条によれば、沙汰承仕職の管理する御忌日田1町5段の損免にかかわって、この日門跡から「最前上申候日記之残」を記して提出するよう求められた能哲は、「記録物走〈二〉山家〈二〉あつけをき候間、とりよせ次第〈二〉目代方までミせ可<sub>レ</sub>申旨」返答している。その後7日に、預けてある「日記」を取り寄せて損免の状況を報告するよう門跡から指示があったときにも、能哲は同じ返答を繰り返し、取り寄せに消極的な様子を見せている。やや文意をとりにくい記事ではあるが、ここで門跡が提出を求めている「日記」とは、沙汰承仕職が作成することになっている御忌日田の算用にかかわるものであったと考えられる<sup>61)</sup>。

いずれにしても、戦乱下に避難させるべき家財の中に、「記録」・「日記」が含まれていることは、宮仕および沙汰承仕職にとって、いかに「記録」・「日記」が重要であったかを示している点で興味深い。そして、能哲がこのとき預けていた「記録」がこの「日記」のみならず、代々継承してきた様々な「記録」をも含むと考えてよいならば、「北野社宮仕沙汰承仕家資料」として現存する能哲以前の人々の手に成る「記録」も、あるいは「預ケ物」となって戦火をくぐりぬけながら現在に至っている可能性を想定することができるのではなかろうか。

## おわりに

本稿では、北野社の宮仕職であり沙汰承仕職でもあった能哲の遺した記録から、16世紀の宮仕および沙汰承仕職の職務や人間関係について検討し、そのうえで宮仕が「日記」という記録を遺すことにどのような意味があるのか、

そうした営為に対し、打ち続く戦乱がどのような影響を与えたのか、という点について考察してきた。その結果、宮仕・沙汰承仕が日常的には「一家中」とよばれる血縁関係や地縁関係を基盤にその職務を果たしていたこと、別当や祠官と職務上の交渉をするうえで、代々受け継がれてきた記録や自らの記録が重要な意味をもったことなどが明らかとなった。また、師檀関係や連歌を通じて政治権力を担う人々あるいはその縁者と交流を深めていたこと、戦乱が始まると、危険と隣り合わせの「見物」を行いながら、「記録」・「日記」含む家財を嵯峨の寺院に預け、家とその職務の継承につとめたことも明らかとなった。

今後、当該期の刻々とかわる政治状況をふまえた「古記録」のさらなる読み取りや、宮仕と連歌師との交流がもつ意義についてのより詳細な検討を行う必要を感じている。現存する「北野社宮仕沙汰承仕家資料」が、決して偶然に遺ったものではないこと、代々の沙汰承仕職が時代の困難を乗り越えながら書き遺し継承し保存してきたものであることを念頭におきながら、さらなる検討を進めていきたい。

## 注

- 1) 藤原克己『菅原道真と平安朝漢文学』（東京大学出版会、2001年）、河音能平『天神信仰の成立—日本における古代から中世への移行』（塙書房、2003年）。
- 2) 竹内秀雄『天満宮』（吉川弘文館、1968年）。
- 3) 拙稿「中世寺社の公人について」（拙著『比叡山と室町幕府—寺社と武家の京都支配—』東京大学出版会、2011年）。
- 4) 細川涼一「中世の北野社と宮仕沙汰承仕家—京都橘大学所蔵『北野社宮仕沙汰承仕家文書』の補任状から—」（同氏『日本中世の社会と寺社』思文閣出版、2013年、初出は1998年、以下細川A論文とする）、『北野天神縁起』と鎌倉時代の北野社—宮仕と大座神人を中心に—（前掲書、初出は2002年、以下細川B論文とする）、「西京散所と北野社」（前掲書、初出は2001年、以下細川C論文とする）。
- 5) 尾下成敏「京都橘大学所蔵 北野社宮仕沙汰承仕家資料目録」（『京都橘大学大学院研究論集 文学研究科』12号、2014年）。
- 6) 東京大学史料編纂所所蔵『京都橘大学所蔵文書』ポーンデジタル（請求番号BD2014

- 010400) を同所図書室にて閲覧した。
- 7) 『北野天満宮史料 古記録』に記載されている、「永禄四年古記録甲」・「永禄四年古記録乙」それぞれの冒頭には、刊本編纂者により、「コノ記録ハ、写本デアリ、誤記・脱字ガ多クアルガ、一々ニツイテ注記シナカッタ」との注記が付されている。
  - 8) 注4 細川 A 論文および C 論文。なおこれらの文書については、細川 A～C 論文で一部翻刻がなされているほか、『京都橘大学史料研究報告集第五集 京都橘大学収蔵文書五〇選』(2015年)、『京都橘大学史料研究報告集第六集 北野社官仕沙汰承仕家資料・中世史料稿本 [古文書編] / [古記録・編纂物編]』(2016年)、および尾下成敏「調査報告 本学所蔵『北野社官仕沙汰承仕家資料』所収の中近世文書について(一)」(『京都橘大学研究紀要』43号、2017年)において翻刻がなされている。
  - 9) 『北野天満宮史料 目代日記』所載の目代の日記は、長享2年(1488)の目代盛増の日記から始まっている。なお目代が「政所承仕代」であったことについては、拙稿「戦国期北野社の闕所」(注3書)210頁注10参照。
  - 10) この事例については、注4 細川 A 論文においても言及されている。
  - 11) 「古記録甲」7月9日条。
  - 12) 「古記録甲」7月3日・5日条。
  - 13) 「古記録甲」7月9日条。実際に、能哲の曾祖父能椿が、実際に3貫文であるべきところ、1貫文で補任されている例がある(注4 細川 A 論文、および『北野天満宮史料 目代日記』長享2年2月21日条)。
  - 14) 「古記録甲」7月10・11日条。
  - 15) なお北野社政所職は、もとは別当職である門跡の膝下僧が補任されるものであったが、この永禄4年段階では、北野社祠官で公文所職にあった松梅院が兼帯していた(「古記録甲」7月11日条)。
  - 16) 「古記録甲」7月14日条。岡田宗忠が柏野畠地子銭を徴収する代官であったことは、注8 尾下氏調査報告に掲載されている「能哲古記地子銭受納帳」によって明らかである。
  - 17) 注4 細川 A・B 論文。
  - 18) 「古記録甲」5月7日条。
  - 19) 「古記録甲」閏3月11日条。
  - 20) 「古記録甲」閏3月12日条。
  - 21) 「古記録甲」7月14日条。
  - 22) 「古記録甲」7月15日条、10月29日条。
  - 23) 「古記録乙」9月11日・19日条。
  - 24) 「古記録甲・乙」7月6日条・12月24日条。
  - 25) 「古記録乙」9月3日条。
  - 26) 残存する「日記」が、たまたま能信の死去した3月17日条以降のものであり、能哲

自身はこれより前から「日記」を記していたことが想定される一方、沙汰承仕職であった父能信の死去後、自身が沙汰承仕職を継承する可能性の高いことを意識した能哲が、その職務のため、父の死去の事実から「日記」を書き始めた可能性も考えられる。

- 27) 注3 論文。
- 28) 『角川日本地名大辞典 26 京都府』上巻、776 頁、「上善寺」の項。開創当時は天台宗寺院であったものの、文明年間に後土御門天皇・後奈良天皇の戒師春谷盛信上人によって再興されると浄土宗寺院になったという。同辞典は、「京都坊目誌」の記述をふまえて、豊臣秀吉の京都改造により、上善寺は現在の北区鞍馬口通寺町東入上善寺門前町に移転したとするが、寛永 14 年「洛中絵図」には千本今出川付近に「南上善寺町」および「上善寺」が見える。2つの「上善寺」の関係について、今後さらに検討する必要がある。なお「古記録甲」3月19日条により、能信の葬儀を執り行った者として、上善寺に「上人」や「衆僧」のいたことが知られる。
- 29) 「古記録甲」閏3月24日条。
- 30) 「古記録甲」3月19日条、閏3月24日条。
- 31) 『日本歴史地名大系 27 京都市の地名』（平凡社、2001年）、665 頁、「西方尼寺」の項。僧真盛を開山として北山の地に建立されたが、永正年中（1504～1521）に移転してきたという。なお、ここでいう「境内」とは、「北野」あるいは「北野境内」とも表記される空間をさす。享保2年（1717）成立の『京都御役所向大概覚書』によれば東西は七本松通から御土居にかけての範囲、南北は神明町から大將軍村にかけての範囲が北野社の「氏子境内」であったというが、16世紀の「北野境内」もほぼこの範囲に該当するものと考えられる。
- 32) 「古記録甲」3月19日・20日条。
- 33) 能乗がいかなる病気であったのか不明であるが、芍薬の根には鎮痛・鎮静の効能があるという（小学館『日本国語大辞典』「芍薬」の項）。
- 34) 「古記録乙」9月9日条。
- 35) 「古記録乙」10月6日条。
- 36) 「古記録乙」10月29日・11月6日条。
- 37) 「古記録乙」11月5日条。
- 38) 「古記録乙」11月13日条。
- 39) 竹内秀雄『天満宮』吉川弘文館、1968年、378頁。
- 40) 「古記録甲」閏3月11日～13日条。
- 41) 「古記録乙」8月10日条。
- 42) なお、『北野天満宮史料 目代日記』永禄5年12月25日条および永禄6年3月18日条に、能忠の家の闕所に関する記事がみえ、さらに同日記11月12日条のあとには、「別紙」として永禄6年3月18日付能忠家注文も載せられている。これらの記事および注文から、宮仕の家に門のあったこと、納戸や小部屋などをもつ家であったことな

どを読み取ることができる。

- 43) 「古記録甲」5月27日条。
- 44) 「古記録甲」7月13日・15日条。
- 45) 「古記録甲・乙」閏3月11日条～13日条、閏3月～10月の各25日条。4月11日条等。
- 46) 「古記録甲・乙」5月12日条・11月16日条。
- 47) 「古記録甲」5月16日条。
- 48) 「古記録乙」12月29日条から、能哲が「慶寿院殿」と「小侍従殿」に「歳暮御巻数」を進上していることも確認される。
- 49) 「古記録」8月25日条。
- 50) 竹内氏注2書。
- 51) 木藤才藏『連歌史論考 下 増補改訂版』（明治書院、1993年）第12章「天文永禄期の連歌と主要作家」・第13章「固定期の連歌」。
- 52) 竹内氏注2書、63・66頁。
- 53) 『北野社家日記』第8巻、8月18日・19日条。
- 54) 『北野社家日記』第8巻、弘治2年正月3日条等。
- 55) 『京都の歴史3 近世の胎動』（学芸書林、1968年）第5章「乱後の復興と町衆」、仁木宏『京都の都市共同体と権力』（思文閣出版、2010年）第5章「三好・織田政権の都市支配論理」、など。
- 56) 「古記録甲」閏3月2日条。
- 57) 興源寺については不明であるが、あるいは天龍寺の塔頭「弘源寺」を指すのであろうか。弘源寺は、正徳元年（1711）成立の「山城名勝志」（『新修 京都叢書』第十三・山城名勝志乾）によれば細川持之の建立に成るといふ。
- 58) 同じ8月6日条から、将軍足利義輝によって、竹の徴発や「あしなか銭」の賦課がなされたこともわかる。
- 59) 「古記録乙」8月11日条・19日条、10月26日条。
- 60) 「古記録乙」11月7日条。
- 61) この御忌日田をめぐる一件は、その後も続いており（「古記録」9月19日～22日条、26日条・28日条等）、沙汰承仕職による御忌日田の管理とその「記録」のありようについて、今後詳細に検討していく必要がある。さしあたり、『北野天満宮史料 目代日記』弘治4年2月24日条から、「御忌日会米」にかかわって「算用日記」や「算用状」が作成されていたことを指摘しておく。また、注8『京都橋大学史料研究報告集第六集 北野社宮仕沙汰承仕家資料・中世史料稿本 [古文書編]』には、文明5年から明応8年の「御忌日田会米算用記」が取められている。

